

平成23年度 第1回

大阪府都市計画審議会
会議録

【抜粋】

日時：平成23年8月1日（月）

午後2時～午後3時15分

場所：大阪府中央区大手前二丁目1番7号

大阪赤十字会館3階 301号室

平成23年度 第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ 経 験 者	岡田 憲夫	京都大学教授	出	会長
2		小林 潔司	京都大学教授	出	会長代理
3		松室 猛	地方行政研究会会長	出	
4		児島 亜紀子	大阪府立大学教授	出	
5		溝畑 朗	大阪府立大学教授	出	
6		嘉名 光市	大阪市立大学准教授	出	
7		荻田 緋佐子	大阪商工会議所女性会参与	出	
8		西村 多嘉子	大阪商業大学教授	出	
9		赤津 加奈美	弁護士	出	
10		井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出	
11		増田 昇	大阪府立大学教授	出	
12		新田 保次	大阪大学教授	出	
13	関係行政機関 の 職 員	塚本 和男	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 佐藤 吉信
14		永塚 誠一	近畿経済産業局長	出	代理:地域開発室長 藤下 康
15		上総 周平	近畿地方整備局長	出	代理:広域計画課長 大嶋 勝彦
16		原 喜信	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長 浪越 祐介
17		舟本 馨	大阪府警察本部長	欠	
18	府 議 会 議 員	置田 浩之	府議会議員(維新)	出	
19		松本 利明	府議会議員(維新)	出	
20		鈴木 憲	府議会議員(維新)	出	
21		堀口 和弘	府議会議員(維新)	欠	
22		三浦 寿子	府議会議員(公明)	出	
23		杉本 武	府議会議員(公明)	出	
24		北川 法夫	府議会議員(自民)	出	
25		前田 佳則	府議会議員(民主)	出	
26	市町村の長を 代表する者	向井 通彦	大阪府市長会会長	欠	
27		中 和博	大阪府町村長会会長	欠	
28	市町村議会の 議長を代表 する者	日高 哲生	大阪府市議会議長会会長	出	
29		秋元 美智子	大阪府町村議長会会長	出	
30	大阪市長及び 大阪市会議長	平松 邦夫	大阪市長	出	代理:計画調整局長 北村 英和
31		大内 啓治	大阪市会議長	出	

※ 委員31名中27名出席

平成23年度 第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	村上 毅	出	
2	都市整備部技監	田中 義宏	欠	
3	都市整備部次長	伏井 安信	欠	
4	都市整備総務課長	石木 慎一	欠	
5	事業管理室長	坂本 幸三	出	
6	総合計画課長	柴崎 啓二	出	臨時幹事:総合計画課参事 久保 幸太郎 臨時幹事: " 山城 徹也
7	市街地整備課長	磯崎 弘治	出	
8	交通道路室長	中根 慎治	※	臨時幹事:道路整備課参事 藪内 生死
9	河川室長	辰谷 義明	欠	
10	下水道室長	大屋 弘一	出	
11	公園課長	漆畑 良隆	出	
12	港湾局長	井上 博睦	※	臨時幹事:計画調整課長 廣瀬 博治
13	住宅まちづくり部長	佐野 裕俊	出	
14	住宅まちづくり部技監	横小路 敏弘	欠	
15	住宅まちづくり部理事	竹内 廣行	欠	
16	住宅まちづくり部次長	岡本 富士男	欠	
17	居住企画課長	越智 正一	欠	
18	建築指導室長	中嶋 俊行	出	
19	住宅経営室長	山下 久佳	欠	
20	危機管理室長	吉村 庄平	欠	
21	企画室長	酒井 隆行	欠	
22	市町村課長	堀井 善久	※	臨時幹事:市町村課総括主査 元木 一典
23	福祉総務課長	小原 理恵	欠	
24	健康医療総務課長	柴田 明彦	※	臨時幹事:健康医療総務課主査 浦畑 光代
25	環境衛生課長	桐山 晴光	欠	
26	商工労働総務課長	村上 和也	※	臨時幹事:商工労働総務課主査 藤岡 敏弘
27	みどり・都市環境室長	西山 潤二	出	
28	循環型社会推進室長	矢追 武	欠	
29	環境管理室長	笠松 正広	※	臨時幹事:環境保全課長 谷口 靖彦
30	農政室長	北宅 久友	※	臨時幹事:整備課参事 小林 勝
31	教委事務局教育総務企画課長	見浪 陽一	欠	
32	教委事務局施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 羽柴 章司
33	教委事務局文化財保護課長	野口 雅昭	※	臨時幹事:文化財保護課副主査 岡田 賢
34	府警本部交通規制課長	小田 宮稔	欠	
35	建築指導室建築企画課長	藤井 重保	出	臨時幹事
36	環境農林水産部副理事	梶山 善弘	出	臨時幹事

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

5 「都市計画公園・緑地の見直し」について

【幹事】 それでは、「都市計画公園・緑地の見直し」につきまして、ご報告させていただきます。お手元に資料3をお配りしておりますが、本資料は、前方のスクリーンと同じものでございますので、スクリーンを用いてご説明させていただきます。

まず、はじめに大阪府域における都市計画公園・緑地の状況でございますが、平成22年3月末時点におきまして、大阪府域における全ての都市計画公園・緑地、約5,942ヘクタールのうち、約3割に当たります1,705ヘクタールが現在も未着手となっております。また、そのうち、都市計画決定後30年以上経過しているものの面積は、約88パーセントを占めております。

一方、平成22年3月時点での大阪府の住民一人当たりの都市公園面積は5.3平方メートルであり、3大都市圏では愛知県の7.3平方メートルに比べ低いものの東京都や神奈川県よりは若干高い状況でございます。しかしながら、都市公園法施行令において、都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とされており、十分ではない状況でございます。また、みどりに対する府民の意識は、大阪府域全体のみどりについて「少ない」「ほとんどない」と感じる府民が約5割、都市部のみどりについては、約8割の府民が「少ない」「ほとんどない」と感じています。みどり豊かな都市として府民が必要だと考えているものは、「木陰で快適に歩ける歩道」や「公園などのくつろげる空間」「水辺に親しみやすくすることなどの公共側の取り組みに加えまして、「山や海の自然環境を守る」ことや「建物の壁面や屋上を緑化する」ことなど民間とも協働したみどりへの取り組みもあげられています。

「上位計画」につきましては、先ほどの議案でも触れさせていただきましたが、昨年策定いたしました大阪府国土利用計画（第四次）におきまして、将来像として「みどり豊かで美しい大阪」を掲げ、都市づくりにおいて「みどり」を重要なテーマとして、位置付けております。

また、本年3月に策定しました北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープランにおきましても、みどりの大阪の推進として、様々な手法で緑地面積を確保し、府域面積の約4割以上の確保に努めることを明記しています。

さらに、平成21年に策定しました「みどりの大阪推進計画」におきましても、市街化区域の緑被率を20パーセント確保するなど目標とした様々な戦略により府民実感のあるみどり施策を推進することといたしております。

一方で、大阪府における人口の動態は、今後、平成47年には、現在より117万人、比率にいたしますと約13パーセントの人口の減少が予測されております。また、今後の少子化、高齢化により、高齢者は現在の約1.5倍に増え、年少者は逆に現在の約7割に落ち込むと予測されており、公園緑地を利用する年齢層や利用形態も変わっていくことが予想されます。さらに、年々財政状況も厳しくなり、公園緑地の整備や管理に必要な予算は、ピーク時の平成7年度と比較しますと52パーセントも減少するなど相当厳しい状況となっており、現在の整備事業費を今後も維持できたとしても、現在都市計画決定されている公園緑地全ての整備を完了するのに、あと約160年もかかるという試算になります。加えて、先の東日本大震災の教訓や南海・東南海地震のリスクが高まる中、安全・安心への希求が一層高まっており、公園緑地が担う防災機能についても改めて検証する必要にせまられています。

次に、昨年度の都市計画道路の見直しの説明の際にも触れさせていただきましたが、平成17年に岩手県におきまして、60年以上未着手となっている都市計画道路の権利制限に対する損失補償を請

求するという事件についての最高裁判所の判決がございました。補償については原告の主張は棄却されたものの、1人の裁判官から「60年をも超える長きにわたり建築制限が課せられる場合にその期間を考慮することなく、損失補償が必要ないとする考えは大いに疑問である」とする補足意見が出され建築制限に対する今までの考え方について、一石を投じる意見が示されております。これは、公園緑地においても同様の課題でございます。また、府域の都市計画公園緑地のうち市街化区域における未着手区域は、約880ヘクタールあり、そのうち、最近5年間の都市計画法第53条による建築許可の申請件数は620件にものぼり、67ヘクタールもの面積が対象となっております。さらに、現在宅地である面積は約230ヘクタールあり、整備用途のたたないこれらの民有地に制限をかけ続けている状況になっており、前述の補足意見と考えあわせると、対処すべき大きな課題であると考えております。そのような状況から、北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープランにおきましては、都市計画施設等の見直しの方針として、公園・緑地についても、社会経済情勢に応じた見直しの必要があることを課題として取り上げ、今後の方針に、民有地緑化や既存の緑の保全などの地域制緑地を一体的に評価する仕組みの検討を行うことを明記いたしました。以上のように、公園緑地が足りず、みどりも足りない中で人口減少、財政状況の悪化や防災リスクの高まりなどの背景を受け、長期の権利制限と防災リスクへの対応が必要という課題を踏まえ、都市づくりにおいて、みどりの施策を重要視し、「みどり」の充実を一層しっかりと行っていける現実性のある施策を展開するために、公共の取り組みだけではなく、民有地緑化や既存の緑の保全など、地域制緑地との一体的な評価の検討を含めて、公園緑地の見直しを行おうとするものでございます。

次に見直しを行う対象範囲ですが、都市公園は、徒歩圏内及び居住市町村等の日常生活圏を対象とした市町村公園と、一の市町村を越える広域生活圏を対象とした国や府などが設置管理する大規模公園に大別することができ、それぞれ、機能や規模等が異なることから、見直しについても別々の検討が望ましいと考えております。今年度は、府が設置管理を行い、都市計画権限をもつ府営公園を対象とする見直しの方針を策定してまいりたいと考えております。府営公園の状況につきましては、平成23年4月末時点におきまして、都市計画決定個所数17か所、面積約1,198ヘクタールのうち、約2割にあたります25.3ヘクタールが未着手となっております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今年度内に府営公園の見直し方針を策定してまいりたいと考えております。府営公園には、広域防災機能、レクリエーション機能、環境保全機能、景観形成機能など様々な機能があります。見直しにあたりましては、社会経済情勢の変化や、府民ニーズ、人口動向、上位計画との整合の観点などを踏まえ、これらの機能を多角的、総合的に評価する必要があるため、本審議会の委員の方々の専門的な見地からのご意見を別途いただきながら見直し方針案を策定してまいりたいと考えております。その上で、第2回の都市計画審議会場で、ご報告させていただきます。ご意見をいただきますとともに、パブリックコメントも実施した上で、見直し方針案を策定してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

【会長】 ただいま報告案件の説明がございました。その中でもありましたが、専門的かつ集中的、機動的に検討を進めるために調査検討部会を設けたいと考えております。この設置の件も含めまして、ただいまの説明に関して、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

【委員】 今、おっしゃった意味での意見ではありませんが、都市計画決定によって私権が制限されるということは随分あります。道路でもそうですし、この公園もそうですね。先ほど、最高裁の判決では60年以上放置されていましたが、却下されました。最高裁の判決ですから、法廷での最終決定だと思います。民間の感覚からすれば、これはやっぱり理解しがたいことです。60年間、権利制

限ということに対して損失補償の必要がないとする考えは大いに疑問という傍論がついていますが、この傍論のほうが私は正しいと思います。ですから、今回、会長がおっしゃったように、公園の見直しにつきましても、勇気をもってどんどんやっていただきたいと思います。決して公園は要らないというわけではありません。160年かかるという話が先ほどありました。今の計画を全部するのでしょうか。そこまでは待てませんので、臨機応変の対応も含めて是非ご検討いただきたいと思いますということを、要望として申し上げておきます。以上です。

【会長】 ありがとうございます。ただいまのご要望につきましても議事録に留めさせていただくと同時に、今後検討を進めていく上で是非活かさせていただきたいと思います。

その他、ご意見等はありませんか。

【委員】 本日の案件は、全部気になっているのですが、パブコメの意見がほとんど出ていないと思われる。パブコメの方法をどのような形でやられてきたのか、そして、最後の緑地の見直しにつきましてもパブコメを今後どのような形で進められるのか、お教えいただきたいと思います。

【会長】 それでは幹事からお願いします。

【幹事】 前回の道路の見直しの場合と同じように今のところ考えています。一応、見直しの方針案、考え方の整理ができましたら、ホームページに掲載いたしまして、一定期間、検討の趣旨と意義と内容について掲載させていただいた後、提出されました意見に対して、大阪府の考え方を付して再度、公表することを考えております。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 ホームページ等の閲覧数は、大体で良いのですがどれくらいありますか。

【会長】 すぐに、わかりますか。

【幹事】 申し訳ございません。トータル閲覧数については、今、データをもっておりません。昨年の道路の場合の意見は確か8件ございましたが、全体の母数は、申し訳ございませんがデータがございません。

【会長】 よろしいでしょうか。せっかくパブリックコメントをしますのです、できるだけ良い形でこの制度が活かされるように、いろいろな形で工夫が必要だと思います。今、いただいたご意見やアイデアも、是非事務局としても活かす形で進めていただきたいと思います。会長として申し述べたいと思います。

その他、ご意見等はありませんか。それでは調査検討部会ですが、この設置につきましてご了承いただけますでしょうか。それでは、ご異議がないようですのでご了承いただいたとさせていただきます。この調査検討部会の委員につきまして当審議会委員から学識経験者の方々を中心に選任することとし、委員の選任につきましては会長の私にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。今の調査検討部会の設置と、私に委員の選任をお任せいただくことも含めてご了承いただけましたので、早急に調査検討部会を設け、来年2月には開催を予定しております次回の審議会で見直しの方針案としてご報告したいと考えます。委員各位のご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

なお、部会の委員の選任結果等につきましては、適宜、委員の皆様方にご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、これで、平成23年度第1回大阪都市計画審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方には議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。